

2. 施工条件の明示について

「工事の施工条件の明示項目・範囲については土木工事条件明示の手引き（最新版「土木工事条件明示の手引き（案）」）によられたい。なお、同手引きは北陸地方整備局ホームページ（<http://www.hrr.mlit.go.jp>）より入手できる。

2-1 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

2-2 その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき受発注者で協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないように表現上留意すること。